

地方公共団体における 個人情報保護法施行条例の整備状況について

令和5年10月11日

個人情報保護法施行条例の整備状況について

令和5年4月1日、令和3年改正個人情報保護法（デジタル社会形成整備法（令和3年法律第37号）第51条による改正後の個人情報保護法。）が全面施行。

地方公共団体に対し、令和5年4月1日時点における個人情報保護法施行条例（以下「法施行条例」という。）の整備状況について調査を行い、その結果を令和5年4月26日（第240回個人情報保護委員会）に報告。

【令和5年4月26日報告概要】

- 都道府県（47団体）及び市区町村（1,741団体）については、全団体において措置済み。
- 一部事務組合及び広域連合については、1,543団体において措置済みである一方、**25団体（いずれも一部事務組合）が未措置の状況。**

法施行条例未措置の一部事務組合（25団体）に対して、速やかに法施行条例の整備を行うよう、個別アプローチを実施し、9月末までに全ての団体で法施行条例の整備が完了。

また、新設された一部事務組合（令和4年10月以降6団体）についても、全団体において法施行条例を整備済みである。

【未措置団体の整備状況】

整備月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
団体数	5	4	1	5	6	4